

令和7年度第3回古賀市男女共同参画審議会会議録

○日時：令和7年12月25日（木） 10時30分～11時30分

○場所：古賀市役所第2庁舎 402会議室

○傍聴者：0名

○出席者（敬称略）：倉富、松本（正）、阪井、松本（留）、小田邊、吉村、金子、山田、實崎 計9名

欠席者（敬称略）：宮本 計1名

事務局：男女共同参画・多様性推進係係長、男女共同参画・多様性推進係係員

○会議次第

1. 開会（挨拶挨拶）

2. 内容

（1）会議公開の取扱いについて

（2）審議

・第3次古賀市男女共同参画計画 中間見直し（案）について

・答申書（案）について

（3）その他

3. 事務局からの連絡事項

4. 閉会

○配布資料

・資料1：第3次古賀市男女共同参画計画 中間見直し（案）

・資料2：第3次古賀市男女共同参画計画 中間見直し 修正箇所一覧及び委員意見

・資料3：第3次古賀市男女共同参画計画（案）

・資料4：古賀市男女共同参画審議会 スケジュール（案）

・資料5：第4回審議会 日程調整票

・チラシ：男女共同参画セミナー

・配布資料：青少年の主張発表会資料

○会議公開の取扱いについて

事務局 本審議会は、古賀市情報公開条例に基づき公開とすること、会議の概要については市ホームページ等で公表することを説明。

また、委員10名中9名の出席があり、古賀市男女平等をめざす基本条例施行規則に基づき、審議会が成立していることを報告。

会長 会議概要の公表内容について確認があり、概要欄には発言者名までは掲載しないことを確認。

○審議内容

・第3次古賀市男女共同参画計画 中間見直し（案）について

事務局 資料2および資料3に基づき、計画中間見直し（案）の内容について説明。

事前に示していた修正箇所一覧36項目については、委員から特段の意見はなく、原案どおりとしたことを説明。

また、参考法令のうち「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」について、令和7年12月10日に公布された改正内容を反映したことを説明。

具体的には、位置情報を用いた無断追跡行為についても、接近禁止命令の対象として明確に禁止されたことを計画に反映している旨を説明。

委員 DV防止法改正の内容について質問あり。

事務局 該当条文や想定される行為の概要について補足説明。

会長 修正内容について、事務局案で問題がないか、新たな意見がないかを委員に確認。

委員 (特に意見なし)

会長 第3次古賀市男女共同参画計画中間見直し(案)について、原案どおり決定することを確認。

委員 (承認)

・答申書(案)について

事務局 資料1に基づき、答申書(案)の内容について説明。

本答申書については、令和8年1月23日に会長および副会長より市長へ提出する予定であることを説明。

会長 答申書(案)について、委員に意見の有無を確認。

委員 (特に意見なし)

会長 答申書(案)について了承とすることを確認。

委員 (承認)

○その他

・今後のスケジュールについて

事務局 資料4に基づき、今後のスケジュールについて説明。

令和8年2月3日から3月4日までパブリックコメントを実施予定であり、意見の内容や件数により、第4回審議会を開催する可能性があることを説明。

意見が少数または軽微な修正にとどまる場合は、文書による報告とする旨説明。

委員 パブリックコメントの募集期間や、意見集約後の対応について質問あり。

事務局 法令により30日以上募集期間が必要であること、意見集約後は速やかに対応し、必要に応じて審議会に諮る考えであることを説明。

・審議会の進め方についての意見交換

委員 今回の審議会では事前に修正内容や資料を十分に確認したうえで臨んでいるため、当日の会議では既に内容が固まっている印象を受けた。

原案説明と修正案確認という進め方自体は理解できるとしたうえで、委員が集まる場でこそ意見交換が活発になるよう、会議の時間の使い方について工夫を期待したい。

事務局 委員の意見を受け、今後の計画策定や審議会運営においては、会議の進め方や資料提示の方法等について、よりよい形となるよう検討する旨伝えた。

・委員より情報提供

委員 配布資料として紹介された青少年の主張発表会の内容について、子どもたちの視点から男女共同参画や性別役割意識に関する問題意識が表れており、市民啓発として意義があるのではとの意見あり。

○事務局からの連絡事項

・報酬および費用弁償については、後日指定口座へ振り込む予定であることを説明。

・計画の参考資料に掲載する委員名簿について、表記の確認を依頼。

○閉会

以上をもって、令和7年度第3回古賀市男女共同参画審議会を終了。